

令和 3 年第 3 回奥州市議会臨時会付議事件

(令和 3 年 6 月 28 日)

議案第 1 号 奥州市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 1 号

奥州市国民健康保険税条例の一部改正について

奥州市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 6 月 28 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

国民健康保険税の課税額を算定するための率等の改正に伴い、特定世帯及び特定継続世帯に係る平等割額及び低所得者世帯の負担軽減に当たって国民健康保険税から減じる額を改め、地方税法の規定に則したものとするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険税条例（平成18年奥州市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「9,000円」を「9,900円」に改め、同条第3号中「1万3,500円」を「1万4,850円」に改める。

第23条第1号ア中「1万80円」を「1万3,860円」に改め、同号イ(ア)中「1万2,600円」を「1万3,860円」に改め、同号イ(イ)中「6,300円」を「6,930円」に改め、同号イ(ウ)中「9,450円」を「10,395円」に改め、同号ウ中「4,620円」を「5,460円」に改め、同条第2号ア中「7,200円」を「9,900円」に改め、同号イ(ア)中「9,000円」を「9,900円」に改め、同号イ(イ)中「4,500円」を「4,950円」に改め、同号イ(ウ)中「6,750円」を「7,425円」に改め、同号ウ中「3,300円」を「3,900円」に改め、同条第3号ア中「2,880円」を「3,960円」に改め、同号イ(ア)中「3,600円」を「3,960円」に改め、同号イ(イ)中「1,800円」を「1,980円」に改め、同号イ(ウ)中「2,700円」を「2,970円」に改め、同号ウ中「1,320円」を「1,560円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の奥州市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の施行前に地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4第10項第2号及び第3号並びに同法第703条の5の規定によりなされた令和3年度分の国民健康保険税の算定は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。